

病院通薬局あぞの店 開局時間

月-土 8:30-17:30

隔週土 8:30-12:30

日・祝日 休み



●夜間・休日等加算の対象時間

- ・土曜日13:00-閉店まで
- ・1月1-3日 12月30-31日は休日扱い

●時間外加算の対象時間

- ・時間外加算 18:00-22:00 6:00-8:00 深夜加算 22:00-6:00
- ・休日加算 日曜日・祝日・年末年始（12月30日-翌年1月3日）

厚生労働大臣が定める調剤報酬に基づき保険調剤を行っています

- ・当薬局は、厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとし、四国厚生支局に届け出を行い、特掲診療料を算定しています。
- ・また、患者様が薬を安心して安全にご使用いただけるよう、投薬歴、副作用歴、アレルギー歴、服薬状況等の情報、手帳、医薬品リスク管理計画等に基づき、薬の服用方法や市販薬との相互作用について説明し、その内容を記録しています。
- ・非常時対応のための連携体制を整えており、四国厚生支局に届出を行っております。

特掲診療料の施設基準



- ・調剤基本料 1
- ・地域支援体制加算2
- ・連携強化加算
- ・後発医薬品調剤体制加算1
- ・医療 DX 推進体制整備加算
- ・在宅薬学総合体制加算1
- ・在宅患者訪問薬剤管理指導料
- ・かかりつけ薬剤師指導料及び
かかりつけ薬剤師包括管理料

調剤管理料に関する掲示

- 処方された薬剤について、患者さん又はそのご家族等から服薬状況等の情報を収集し、必要な薬学的分析を行った上で、薬剤服用歴への記録その他の管理を行っております。

- 保険薬剤師が、患者又はその家族等から収集した当該患者の投薬歴、副作用歴、アレルギー歴、服薬状況等の情報、手帳、医薬品リスク管理計画（（医薬品、医薬部外品、化粧品、医療機器及び再生医療等製品の製造販売後安全管理の基準に関する省令（平成16年厚生労働省令第135号）第2条第3項に規定するものをいう。以下同じ。）に基づき製造販売業者が策定した医薬品に限る。）、薬剤服用歴等に基づき、受け付けた処方箋の処方内容について、薬学的分析及び評価を行った上で、患者ごとに薬剤服用歴への記録その他必要な薬学的管理を行っております。

服薬管理指導料に関する掲示

- 患者さんごとに作成された薬剤服用歴に基づき、投薬に係る薬剤の名称、用法、用量、効能、効果、副作用及び相互作用に関する主な情報を文書又はこれに準ずるもの（以下この表において「薬剤情報提供文書」という。）により患者に提供し、薬剤の服用に関して基本的な説明を行っております。
- 処方された薬剤の重複投薬、相互作用、薬物アレルギー等を確認した上で、薬剤情報提供文書により情報提供し、薬剤の服用に関し、薬学的知見に基づき説明を行っています。
- 手帳を用いる場合は、調剤日、投薬に係る薬剤の名称、用法、用量その他服用に際して注意すべき事項を手帳に記載します。
- これまでに投薬された薬剤のうち服薬していないものの有無の確認に基づき、必要な指導を行っております。
- 処方された薬剤について、保険薬剤師が必要と認める場合は、患者の薬剤の使用の状況等を継続的かつ的確に把握するとともに、必要な指導等を実施しております。
- 患者さまの服薬状況、服薬期間中の体調の変化、残薬の状況等の情報を収集した上で、処方された薬剤の適正使用のために必要な説明を行っています。

明細書発行について



当薬局では、

医療の透明化と患者さんへの情報提供を積極的に推進していく観点から、
領収書発行の際に、「個別の調剤報酬の算定項目が分かる明細書」を
無料で発行しております。

※明細書には薬剤の名称や行った薬学指導等の名称が記載されます。

明細書の交付をご希望をされない場合は、事前にお申し出ください。

※患者様の個人情報は、当薬局の個人情報の保護方針に基づき厳重に管理いたします。

医療DXを積極的に推進しています

当薬局では、医療DX推進の体制に関する事項及び質の高い医療を提供するための十分な情報を取得し、及び活用して調剤を行っております。患者さんに質の高い医療を提供するために、医療DXを積極的に推進しています。具体的には、以下の取り組みを行っています。

1. オンライン資格確認等システムの活用

オンライン資格確認等システムを通じて、患者さんの薬剤情報、特定健診情報その他必要な情報を取得・活用して調剤や服薬指導に活用しています。

2. マイナンバーカードの健康保険証（マイナ保険証）利用の促進

マイナンバーカードの健康保険証（マイナ保険証）利用を促進することで、患者さんの負担軽減と医療情報の効率的な共有を目指しています。

3. 電子処方箋や電子カルテ情報共有サービスの活用

電子処方箋や電子カルテ情報共有サービスを活用することで、医療機関との連携を強化し、よりスマートな医療提供を実現しています。

オンライン資格確認の個人情報の利用目的は、「審査支払機関又は保険者への照会」のみであり、本人の同意なく他の目的に利用することはできません。



評価療養、患者申出療養又は選定療養の内容及び費用に関する掲示

当薬局は、評価療養、患者申出療養又は選定療養に関し、第四条第二項の規定による支払を受けようとする場合、当該療養を行うに当たり、その種類及び内容に応じて厚生労働大臣の定める基準に従わなければならないほか、あらかじめ、患者さんに対しその内容及び費用に関して説明を行い、その同意を得なければならない。

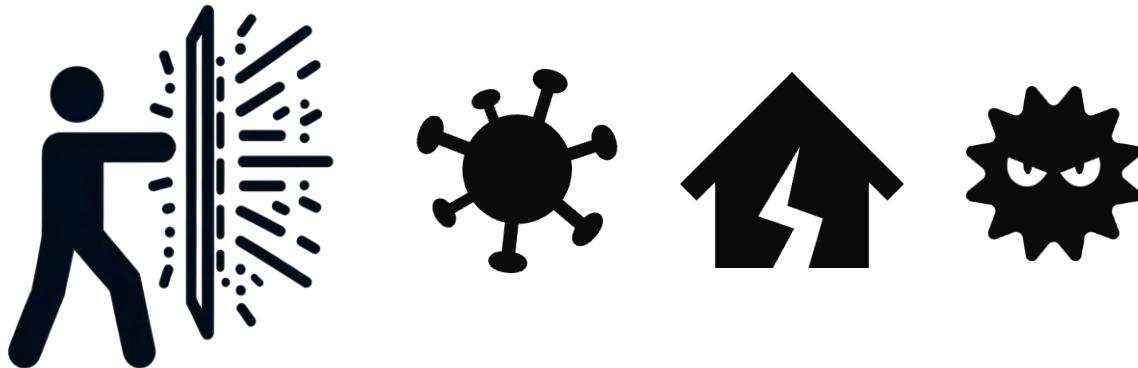
（保険外併用療養費に係る療養の基準等）第四条の三

保険薬局は、評価療養、患者申出療養又は選定療養に関して第四条第二項の規定による支払を受けようとする場合において、当該療養を行うに当たり、その種類及び内容に応じて厚生労働大臣の定める基準に従わなければならないほか、あらかじめ、患者に対しその内容及び費用に関して説明を行い、その同意を得なければならない。

2 保険薬局は、その薬局内の見やすい場所に、前項の療養の内容及び費用に関する事項を掲示しなければならない。

3 保険薬局は、原則として、前項の療養の内容及び費用に関する事項をウェブサイトに掲載しなければならない。

感染・災害発生時に対応できる体制を備えています



当薬局は、皆様の健康を守るため、災害や新興感染症発生時にも迅速に対応できる体制を備えています。

同一保険薬局グループ（高知県内7店舗）、近隣薬局さまのほか、地域の病院、地域の行政機関、高知県薬剤師会等と連携し、災害や緊急時でも安心して薬を受け取れる仕組みを維持します。

※高知県薬剤師会のウェブサイトにも掲載されています。

後発医薬品のある先発医薬品（＝長期収載品） の選定療養について

後発医薬品(ジェネリック医薬品)があるお薬で、

先発医薬品の処方を希望される場合は、

特別の料金をお支払いいただきます。

この機会に、後発医薬品の積極的な利用を

お願ひいたします。



KURISU
PROJECT
高知 クリスピロジェクト
県立総合病院 グリーン薬局

当薬局では適正な医療費で持続可能な医療制度の維持や未来のために、ジェネリック医薬品の調剤を積極的に行っていきます。

ジェネリック医薬品に変更を希望される方は薬剤師にご相談ください。



当薬局では、ジェネリック医薬品（後発医薬品）を積極的に調剤し、厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとし、四国厚生支局へ届出をして、後発医薬品体制加算を算定しています。



地域に貢献する薬局になるためにしていること



開局時間

平日：8時間以上
土日：一定時間
週：45時間以上



医薬品備蓄

1200品目以上の医薬品を備蓄しています。在庫状況の共有・融通を行っています。



プライバシー

プライバシーに配慮した構造です。



かかりつけ薬剤師

かかりつけ薬剤師指導料の届出をしています。
管理薬剤師の実務経験が要件を満たしています。



情報収集

インターネットを通じた情報収集と周知（PMDAメディナビなど）を行っています。



研修

調剤従事者の資質向上を図るために、定期的な研修・学会などで研究発表を行っています。



対応

24時間調剤及び在宅業務に対応。地方公共団体等に周知を行っています。



在宅医療

在宅業務体制の整備と実績（年間24回以上）について、医療材料および衛生材料を供給可能な体制が整っており、医療機関や訪問看護ステーションとの連携が可能。



麻薬

麻薬小売業者の免許を受けています。



健康相談

健康相談を行っています。
緊急避妊薬の対応、一般用医薬品の販売、医療機関への受診を勧奨しています。



後発医薬品

処方せん集中率が85%を超える薬局では、後発医薬品の調剤割合が70%以上あります。



副作用報告

健康被害などを防止した事例の収集と副作用報告に係る手順書と報告する体制を整備。

当薬局は、在宅患者訪問薬剤管理指導の届出を行っております。



処方箋による医師の指示がある時は、在宅療養中で通院が困難な場合、調剤後にご自宅を訪問し、薬剤服薬指導および管理のお手伝いをさせていただくことができます。短期のご利用も可能です。
医師の了解と指示が必要となりますので、事前にご相談ください。

介護保険の方



医療保険の方

居宅療養管理指導および 介護予防居宅療養管理指導



同一建物居住者以外

518単位/回



同一建物居住者

379単位/回 (2~9人)

342単位/回 (10人以上)

1割負担・3割負担等の自己負担率や厚生労働省が定める地域により金額が異なることがあります。

在宅患者訪問薬剤管理指導



同一建物居住者以外

650点/回



同一建物居住者

320点/回 (2~9人)

290点/回 (10人以上)

1割負担・3割負担等の自己負担率により金額が変わります。麻薬の調剤や緊急対応、オンライン服薬指導等でも点数が異なります。

病院通薬局あぞの店 管理薬剤師 片岡 美智

介護保険事業番号：3940143682

TEL 088-846-2771

緊急時連絡先（24時間対応）
090-3183-8550

調剤だけでなくおくすり相談や 健康チェックも行っています

おくすり相談



健康チェック

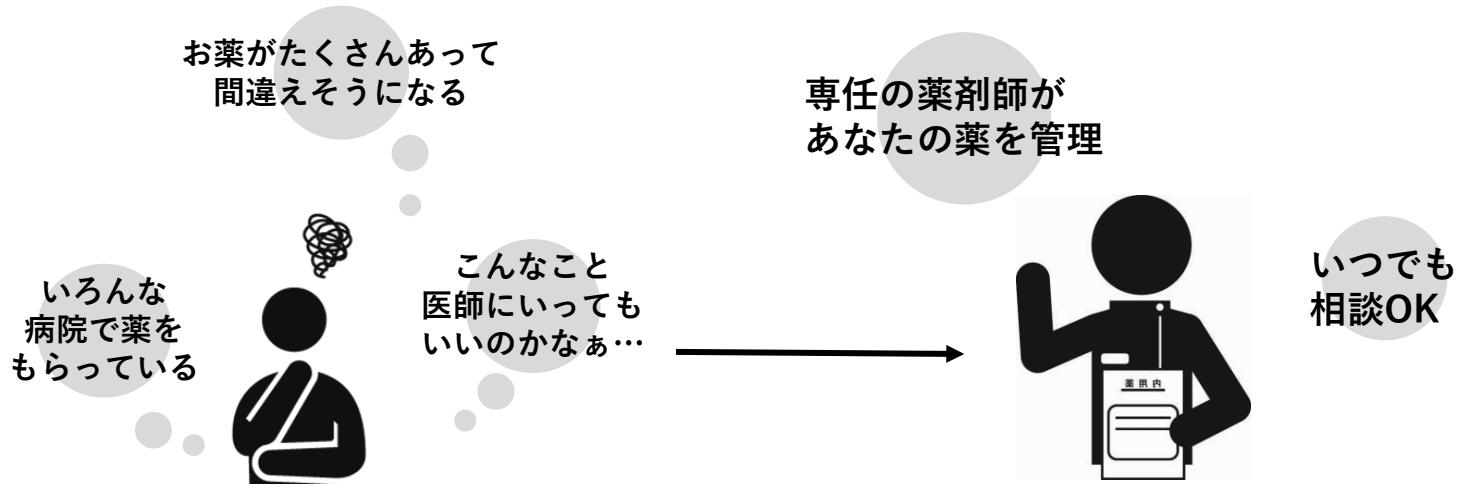


日頃よりご利用いただいている皆さん、地域の皆さん、
お薬相談や健康相談を行っております。お気軽にお越しください。
どこの保険医療機関からの処方せんも対応しています。



KURISU
PROJECT
高知クリスピロジェクト
病院連携型 ダイレクション

お薬のことで困ったら **かかりつけ薬剤師**におまかせください



担当薬剤師を指名してください。同意書にご署名いただくことで、
次回から専任の**かかりつけ薬剤師**が担当させていただきます。

保険薬剤師としての薬局勤務経験がある等の厚生労働大臣が定める、かかりつけ薬剤師指導料及びかかりつけ薬剤師包括管理料に関する施設基準に適合しております。四国厚生支局へ届出を行っております。薬剤師認定制度認証機構によって認証された研修認定制度などの研修認定を取得しており、医療に関連する地域活動にも積極的に参加しています。



保険対象外の費用についてのお知らせ

当薬局では療養給付（健康保険から給付される医療費）と直接関係のない以下の項目においては、実費で負担をお願いしています。ご了承ください。

薬剤の容器代



- ・水剤容器 40円／1本
- ・軟膏容器 30円／1個
- ・点鼻瓶 20円／1本

長期収載品の選定療養



2024年10月1日より、
一定の条件を満たす長期収載品
(特許期間を終了した医薬品) 希望の場合

従来の自己負担に加えて、
「選定療養費」として自己負担が必要と
なります。

レジ袋 有料化



5円／1回

領収書の再発行

原則、領収書の再発行はできません。

年間の支払い証明書等が必要な方は、**手数料として550円**頂くことと、
確認してお渡しするまでにお時間がかかることを予めご承知おきください。

取扱い公費負担医療

- 戦傷病者特別援護法→生活保護法による医療扶助・更生医療
- 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律→認定疾病医療・一般疾病医療費
- 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律→結核患者の適正医療
- 障害者自立支援法→精神通院医療・更生医療・育成医療
- 児童福祉法→療育の給付・障害児施設医療・小児慢性特定疾患治療研究事業に係る医療・児童福祉法の措置等に係る医療
- 母子保健法による養育医療・乳幼児に関する各市町村の認定薬局
- 特定疾患治療費及び先天性血液凝固因子障害等治療費・難病患者特定医療
- 児童福祉・小児慢性特定疾患治療研究事業に係る医療の給付
- 石綿による健康被害の救済に関する法律による医療費の支給
- 生活保護法による医療扶助 ●中国残留邦人等医療支援給付



患者さんへのお願い —医薬品の供給が難しくなっています—

一部の医薬品について、十分な供給が難しい状況が続いています。

薬の製造上の問題、需要の増加など、複数の問題が複雑に絡み合い、流通が逼迫していることが原因です。

状況によっては医師に確認の上、以下の変更を行う必要が生じるため、調剤にお時間をいただく場合がございます。



- ・同一成分・同一薬効薬への変更
- ・処方日数の変更

ご理解・ご協力をお願いいたします。

当薬局では必要な医薬品を確保するため

薬局間の医薬品の融通・医療機関との情報共有
に努めています。

生活保護法指定

指労定災保険局

